



東近江市社会福祉協議会東近江市ボランティア活動助成要綱

(はじめに)

この助成事業は東近江市のみなさまにご協力いただく「赤い羽根共同募金」を財源としています。

(目的)

第1条 この要綱は、地域住民の自主的かつ自発的なボランティア活動を行うボランティアグループを育成・支援するための助成事業として必要な事項を定め、地域福祉の向上やボランティア活動の一層の広がりを図ることを目的とする。

(助成の対象)

第2条 社会福祉法人東近江市社会福祉協議会(以下「本会」という。)に登録しているボランティアグループを対象とする。

(助成対象事業と助成金額)

第3条 下記に該当するグループ及び経費に対して助成する。ただし、本会の予算額の範囲内での決定額とし、上限額に満たないこともある。

(1) 立ち上げ支援事業

本会にボランティア登録後3年未満のグループを対象とし、ボランティア活動経費の内、下表の助成対象経費2万円(助成率10/10)を上限に助成する。ただし、100円未満は切り捨てとする。

なお、登録後3年未満とは、5月15日を基準日とし、登録からの活動歴が通算3年に満たないグループとする。

対 象 経 費	内 容
諸謝金	講座、研修会等の外部講師への謝礼・交通費等
研修費	研修会・学習会への参加費及び資料代
旅費交通費	道路等使用料、公共交通機関利用料等 ※ガソリン代は対象外
消耗品費	活動に必要な事務用品(コピー用紙、インクリボン等)、材料費等
通信運搬費	切手、はがき等(活動に係るもののみ)
印刷製本費	コピー代、チラシ・ポスター・資料等の作成経費
保険料	行事保険等 ※ボランティア活動保険は対象外
使用料及び賃借料	会場の使用料、その他器具等の借用にかかる経費
器具備品費	活動に不可欠な1万円以上の器具備品の購入経費 ※個人が所有する機材等は対象外

(2) 活動資機材等備品購入支援事業

ボランティア活動に不可欠な活動機材等の購入費として、当該年度の予算の範囲内で助成対象経費10万円(助成率10/10)を上限に助成する。ただし、100円未満は切り捨てとする。また、過去3年間に活動資機材等備品購入助成を受けたグループは対象外とする。

なお、内容については第1項第1号に掲げる表の器具備品費によるものとし、本会や

その他団体等からの助成の重複は認めない。

(助成申請及び申請受付期間)

第4条 助成申請は、助成申請書(様式1)に、立ち上げ支援事業はボランティア活動計画書・収支予算書(様式2)、また活動資機材等備品購入支援事業は備品購入支援事業計画書(様式3)を添えて、本会に提出するものとする。

なお、申請受付期間は当該年度の4月1日から5月15日(土日祝の場合はその翌日)までとする。

(助成の決定)

第5条 助成の決定は、審査委員会で可否を決定し、助成決定通知書(様式4)又は不決定通知書(様式5)を交付する。

なお、助成の可否及び助成額の決定は、活動内容、繰越金等を考慮し審査する。

(助成金の交付)

第6条 助成金の交付は概算払いとし、助成決定後、助成金交付請求書(様式6)の提出のあった日の翌月20日までに振り込むものとする。ただし、支払い期日が金融機関の休業日にあたる場合は、その翌営業日に交付する。

(助成事業の報告)

第7条 助成金の交付を受けた者は、当該助成事業の完了後1月以内、または翌年度の4月10日(土日祝の場合はその翌日)のいずれか早い日までに、助成報告書(様式7)に、立ち上げ支援事業はボランティア活動報告書・収支決算書(様式8)を、活動資機材等備品購入支援事業は備品購入支援事業報告書(様式9)を、また助成金額分の領収書又はレシートの写し、「ありがとうメッセージ」を添えて本会に提出するものとする。

なお、報告書の内容や写真は本会広報誌や共同募金ホームページ等に掲載する場合がある。

(助成金の取消・返還)

第8条 会長は、助成を受けたグループが次の各号のいずれかに該当する場合、助成金の全部又は一部について、取消若しくは返還を求めることができる。

- (1) 本要綱の目的以外に使用した場合
- (2) 虚偽の申請、その他不正な手続きにより交付を受けた場合
- (3) 助成事業を遂行する見込みがなくなったと認めた場合
- (4) 助成金額に余剰金が発生した場合
- (5) 構成メンバーに反社会的勢力に関係するものがある場合

(広報及び募金活動への参加)

第9条 助成を受けたグループは共同募金の助成金を受けて活動していることを広く周知する他、購入した器具備品には必ず共同募金受配シールを貼付する。また、共同募金運動に積極的に参加するものとする。

(追加募集)

第10条 申請状況により、追加募集を行うことがある。当該年度12月15日から3月31日の間に実施する活動を対象とし、助成申請については、当該年度の10月20日(土日祝の場合はその翌日)までの期間に第4条の申請書類を本会に提出するものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、その都度、会長が定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。